

## 「マロリー対合衆国」事件

Mallory v. United States, 354 U. S. 449 (1957)

山 中 俊 夫

は し が も

この事件は、被疑者にたいするライ・ディ・テクター（嘘発見器）の使用、弁護人依頼権の剥奪、不必要に長期の勾留の後になされた自白の証拠能力、いいかえれば、証拠としての許容性等にわたる問題を含んでいる。しかし、本件で問題とされるのは、不当に長い勾留の後になされた自白、自己に不利益な供述の証拠としての許容性についてのみである。この事件は、解説中でのべられるマクナブ事件とならん、連邦最高裁判所における著名な連邦証拠排除法則を確立し、今日、それは、マクナブ・マロリー・ルールとして知られている。特に、このルールを検討するにあたって、「なにが不必要な遅滞となるか」、いかえれば、「不必要に長期にわたる勾留」とは、どの程度のものをいうのか、が中心的問題となる。

裁判官フランク・アーテーの意見  
上訴人は、強姦のかどによりコロンビア地区連邦地方裁判所において有罪判決をうけ、地区法にもとづき、陪審は、死刑を宣告した。控訴審においては一人の判事が反対意見を述べたが前審の判決を肯定した。99 App DC 406, 236 F 2d 701. 本死刑事件には、連邦刑事訴訟規則の解釈にともなう重要な問題が含まれているので、当審は、事件移送命令の請求を認めた。352 US 877, 11 ed 2d 79, 77 SCt 103.

強姦の事実は、一九五四年四月七日午後六時、被害者の居住するアパートの地下室で起つた。彼女は、若干の洗濯物を洗うべく、事件発生の数分前に地下室へ降りていった。排水口のホースをはずすのがむずかしいのに気がついた彼女は、管理人一彼は、妻、二人の成年の息子、一人の未成年の息子、そして、

「マロリー対合衆国」事件

本件の上訴人である一九歳の腹違いの弟と地下の部屋に住んでいた一に手助けをしてもらうことを思つた。あいにく、その当時、アパート内には、上訴人だけしかいなかつた。彼は、ホースを取りはずしてやり、自分の部屋へ戻つていつた。その後、その全体的風貌からして、上訴人ならばに彼の成人した二人の甥のそれにぴったりと似かよつてゐる覆面をつけた一人の男が、この女性を襲つた。彼女は、階上から地下室へ通ず唯一の手段になつてゐる木製の階段をだれかが降りてくるといつた物音を耳にしてはいなかつた。

上訴人と彼の成年の甥一人が、犯罪発生後にアパートから姿を消した。前者（すなわち、上訴人）は、翌日の午後二時から二時半の間に逮捕され、これまた容疑者である年長の甥達とともに警察署へ勾引された。そこで、すくなくとも四人の警察官が、他の警察官の面前で、彼を三〇分から四五分にわたり訊問した。その訊問は——彼の証言によれば——彼の兄は、お前が加害者だといつてゐる、と彼に聞かせることからはじまつたのである。上訴人は、熱心に自らの有罪を否認した。彼は、警察署でその日の午後をすごし、その間かなりの時間を、他の二人の容疑者および彼の兄と一緒にすごした。およそ午後四時頃になつて、三人の容疑者は、ライリーディテクター・テストを受けたかどうかをたずねられ、彼等は同意した。ポリグラフ検査器担当の警察官は、まる二時間不在であったので、その間に、容

疑者達は、食物と飲物とを与えられた。ついで、甥が、まず最初に検査された。上訴人にたいする質問は、丁度午後八時をまわつた頃にはじめられた。小さな一室には、彼とポリグラフ・オペレーターがいるだけであり、その部屋に通ずるドアは閉鎖された。

まる一時間半にわたる間断な質問のすえ、彼は、「自分がこの犯罪を犯すこともできた、あるいは、自分がその犯罪を犯したかもしれない、とまづのべた。」「彼は、最後に、自分は責任を負う……、とのべた。」（ポリグラフ・オペレーターの証言、R.70.）上訴人が、他の係官にもその自白をくりかえした後も、警察官は、一〇時まで、アレンジメントのために連邦コミッショナーのもとへ引致しようとはしなかつた。引致ををあえてしなかつた後、警察官は、deputy coroner の調査を行うについて上訴人の同意をえ、deputy coroner は、肉体的・精神的強制についての徵候の不存在を記録した。つぎに上訴人は、告訴側証人、および、「事実上、性犯罪捜査班（Sex Squad）のすべての人間」と対決させられ、三人の係官の取調べにこたえて、彼は、前記の自白をくりかえした。午後一一時三〇分から午前〇時三〇分の間に、彼は、自白をタイピストに口述した。翌朝、彼は、コミニッショナーのもとへ連行された。事実審——彼被告人にたいする訴訟手続を理解する上訴人の能力の点について疑問があつたため、一年間延期されていた——において、上訴人の署名のある自白調書は、証拠として採用された。

本件は、連邦刑事訴訟規則——一九四六年公布 327 U.S. 821. ——第五条 (a) の適正な適用を必要とするものである。当該規則は、つぎのように規定している。——

「告発状にもとづいて発せられた勾引状により人を逮捕した官憲、または、令状によらないで人を逮捕した者は、被逮捕者を遅滞なく直近の受任官、または、連邦にたいする犯罪の被疑者を勾留する権限あるその他の最寄りの官憲のもとへ引致しなければならない。

令状によらないで逮捕された者を受任官またはその他の官憲へ引致したときは、ただちに告発状を提出させなければならぬ。」

この規定は、その適用に関して、範とされるべき法律上ならばに裁判上の先決例をもつてゐる。アレンメントは、「不必要な遅滞なく」なされなければならない、という要請は、いくつかの先行せる個別的な連邦法上の諸規定を、実質的変更を加へず簡潔に言い直したものである。(E. g., 20 Stat 327, 341; 48 Stat 1008; also 28 Stat 416.) ……ほとんどの州は、類似の制定法をおいている。

マクナブ対合衆国事件 (McNabb v. United States, 318 U.S. 332, 343, 344, 87 L. ed 819, 825, 826, 63 S. Ct 608,) において、本法廷は、当該法律の本文の背後にある重要な政策理由を、その一字一句から読解するに努めた。——

「刑事訴訟に関するこの印象的なまでに普及している要請は、

「マクナブ対合衆国」事件

明白なものである。……刑法というあの恐ろしい道具は、たつた一人の役人にゆだねられてはならない。それゆえに、刑事司法のあの複雑な手続は、それぞれ異った職分に分けられ、それにたいする責任は、刑法が、その立証について信頼をおいている多くの関係者に別個に帰属している。警察官は、相当な迅速さをもって、被逮捕者を勾留するに適った法的理屈を示さなければならぬ、といった要請を内容とする立法は、無実の者にたいする保護を保障するという点のみならず、前進的かつ自信のある社会にとって好ましい方法を用いることにより、罪ある者の有罪判決を確実なものとするという点においても、重要な保障をなすものである。なんとなれば、訴訟手続上のこの要請は、『サード・ディグリー』として知られているこれらいまわりに慣行に訴えることを阻止するものである。サード・ディグリーは、議論をまつまでもなく全面的に拒否されではいるけれども、なお、それらの方法が實際上用いられているのを見る。それは、ある犯罪に因り訴追された人間についての秘密の尋問というものにありがちな悪弊の誘発を排除することを目指していふ。」

このような令状によらない(不当な)勾留が、苛酷なまでの尋問を利用しようという誘惑にかかりたて、「サード・ディグリー」という邪魔への容易なまでの転落を惹き起したがために、連邦最高裁判所は、予備審問官(勾留判事)にただちに引致し、うる場合には、期間を超えた警察官による勾留は、「故意によ

る法の不遵守」を構成するものである、と判示するにいたつている。迅速なアレンメントという議会の要請を適切に実施するため、不法な勾留の期間中に被告人からえられた不利益な供述を不許容なものとする」とが必要であると考えられる。

連邦刑事訴訟規則が施行された後、当法廷に係属したアブシ＝ウ対合衆国事件 (Upsho v. United States, 335 U.S. 410, 93 Led 100, 69 S Ct 170) において、連邦最高裁判所は、連邦刑事訴訟規則第五条 (a) の定める規準「不必要的遅滞なく」は、マクナブ原理を緩和したものでないことを暗に示している。

規則第五条 (a) の要請は、効果的かつ理性的な法執行を妨げることなく、個人の諸権利を保護するために、連邦議会により立案された訴訟手続の重要な構成部分である。規則第五条 (a) に関する諸規定は、逮捕をおこなう官憲に、逮捕と最寄りの受任官の許へ容疑者を引致しなければならないとされている通常の手続段階との間の期間より以上の猶予をほとんど許容していない手続を予想している。規則第四条 (a) は、「告発状によれば、ある罪が犯されたこと、および、被疑者がその罪を犯したことを信ずるにたる相当な理由があると認められるときは、被疑者の勾引状を発しなければならない。……」と規定している。規則第四条 (b) は、令状には、「被疑者を逮捕して直近の受任官のもとへ引致すべき旨を命じなければならない」と要請する。そして、規則第五条 (b) および (c) は、迅速なアレンメントの要請の機能を明示している——

「(b) 受任判事の告知。受任判事は、被疑者にたいし、告発が提起されている旨、被疑者は弁護人を選任する権利がある旨、および、被疑者は、予備審問をうける権利がある旨を告知しなければならない。受任判事は、また、被疑者にたいし、被疑者は供述する義務がない旨、および、被疑者がなした供述は、被疑者にたいし不利益に用いられることがある旨を告げなければならぬ。受任判事は、被疑者にたいし、弁護人と相談する相当な時間と機会とを与えて、かつ、この規則の定めるところにより、被疑者に保釈を許さなければならない。」

「(c) 予備審問。被疑者にたいしては、罪状認否の答弁を求めるることはできない。もし被疑者が予備審問をうけることを放棄したときは、受任判事は、ただちに被疑者を地方裁判所において応訴させねばならない。もし被疑者が、予備審問をうけることを放棄しないときは、受任判事は、相当の時間内に証拠を取り調べなければならない。被疑者は、自己に不利益な証人を反対尋問し、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。受任判事は、証拠調の結果により、ある罪が犯されたこと、および、被疑者がその罪を犯したことを信ずるに足りる相当な理由があると認められるときは、ただちに被疑者を地方裁判所において応訴させねばならないが、しからざる場合においては、被疑者を放免しなければならない。受任判事は、この規則の定めのところにより、被疑者に保釈を許さなければならない。」

連邦訴追を開始するための手続構成は、明確に定まつたもの

である。警察官は、単なる容疑だけで逮捕することができる。

訴訟手続の次の段階は、被逮捕者に自己の諸権利について助言を与える、相当な理由についての争点が迅速に決定されるよう、できる限り早急に司法官憲の面前で被逮捕者を審問することである。勿論、被逮捕者は、警察官によつて「調書をとられる」であろう。しかし、彼は、たゞそのように意図していなかつたとしても、逮捕や究極的には自らの有罪を支持する不利益な供述を引き出すのに役立つ取調べ手続をうけるために警察署に連行されるのではない。「不必要的遅滞なく」引致すべしとする逮捕官憲に課せられた義務は、その命令が、機械的のあるいは自動的な服従を要求しているものではないことを示している。情況、たとえば、被告人により自發的になされた陳述が、第三者による迅速な証明により証拠だてられるといった場合には、逮捕と審問との間の短時間の遅滞は、正当化される。しかし、この遅滞は、けつして自白をひき出すための機会を与えるといった性格のものであつてはならない。

本件の情況は、予備審問が「不必要的遅滞なく」なされたものであるとの主張を妨げる。上訴人は、午前を過ぎた頃逮捕され、多くの予備審問官のいる付近の警察署に勾留された。警察官が、上訴人を重要容疑者と見做すに十分な証拠を、上訴人よりもむしろ他の方面から得たとしても、警察官達は、まず、彼をほとんど三〇分にわたつて訊問した。この知能のおくれた一九歳の若者にたいする尋問によつては自白はえられなかつたの

で、警察官は、彼に、ライ・ディテクター・リテストを受けるよううながした。彼は、弁護人選任権についても、予備審問官のもとで予備審問をうける権利についても告知されなかつた。また、彼は、終始黙秘することができること、および、「彼によつてなされたすべての供述は、彼に不利益に用いられることのあること」を告げられてはいなかつた。警察署でのさらにひきつづく四時間にわたる勾留の後——その間にも警察署のおかれている同じ建物のなかで、予備審問は、容易になされたはずであった——上訴人は、ライ・ディテクター・オペレーターによる質問に、さらに重ねて一時間半さらされ、その結果、彼の供述はぐらつきはじめたのであつた。彼が自白したときはじめて、すなわち、すべての司法上の警告もすでにその意味を喪失してしまつた段階にいたつて、警察官は、予備審問の手続をとつた。

本法廷は、自白をひきだすにいたつたこのようにひきのばされた遅滞を是認することはできないのであって、これは、一般原則を軽視し、例外的情况についての判断を逮捕を行つた警察官の自由裁量にゆだね、迅速な引致という一般原則に従わなかつたものである。警察官が、被逮捕者の尋問という手段に訴え、自白を得るといつたあらゆる場合において、警察官は、自分達は、被逮捕者から得られた情報をただ単に検討しようとしているにすぎないので、と至極まじめに主張するにちがいない。このような主張、および、そのことゆえにこの主張がなされる

実際的取扱いにまつわる害悪の潜存在性にたいして、規則第五条(a)が、堡塁として存在するのである。他の二人の容疑者にも同一犯罪にもとづき適用された当該規則にもとづき警察官によって課せられた強制的拘束から逃れるすべはない。さだめし、警察官がだれを逮捕する場合においても、彼等は、「相当な理由」にもとづいて逮捕をせねばならない。いわば、ただ漫然とだれかれなしに逮捕し、そのなかから「誰れ」を「相当な理由」にもとづいて予備審問官のもとへ告発するかを決定するために、警察署において尋問手続を用いるといったことは、警察官の職務ではない。本件を破棄差戻す。

## 解説

連邦刑事訴訟規則第五条(a)によれば、本判例を訳出したところにより明かなごとく、逮捕官憲は、被逮捕者を「不必要的遅滞なく」連邦コミッショナーあるいは他の受任官のもとへ引致しなければならない、とされている。さらに、コミッショナーは、容疑者にたいし自己負罪拒否の特権、弁護人依頼権、および、容疑者がある犯罪を犯したと信ずるに足る正当な理由が存在しているか否かを決定するための予備審問をうける権利につき告知しなければならない。予備審問において、容疑者ならばに政府は、双方、証拠を提出しなければならない。コミッショナーが、「正当な理由」の存在することを認めたならば、容疑者は、保釈されるか、あるいは、拘留のため連邦裁判所執行

官の手にゆだねられるかのいづれかということになる。「正当な理由」の存在しない場合には、容疑者は釈放されなければならない。容疑者が予備審問を放棄した場合には、彼は、ただちに拘留されるか、保釈されるかのいづれかということになる。

警察官によれば、効果的な尋問は、逮捕とそれにつづく受任官によるアレンメントとの間にまたがる時点においてのみ可能であるにすぎない、と主張する。尋問のためにこの機会を充分に活用しようとして、法執行官憲は、しばしば、規則第五条(a)の命令を無視し、アレンメントに付するのが相当に停滞するという結果を生じている。この種の違法を阻止するべく、連邦最高裁判所は、マクナブ対合衆国事件 (McNabb v. United States)において、逮捕とアレンメントとの間を不法に引きのばして容疑者を取調べることによりえられた不利益な証拠は、連邦裁判所においては証拠として不許容なものである、と判示した。このマクナブ・ルールは、連邦裁判所における刑事司法の運用に及ぼされる最高裁判所の監督権の行使をしたものであり、手続ならびに証拠に関する高度の規準を形成するべき連邦最高裁判所の義務の履行を示したものである。連邦法上における迅速なアレンメントという法の目的とするところは、秘密取調べにおいて強制・横暴の手段に訴えることを阻止し、害悪の誘発を回避することにある。この前提の上にたって、連邦最高裁判所は、迅速なアレンメントを要請している法に違反してえられた実質証拠を証拠として許容することは、「法にも

と「裁判」のあり方を無に帰してしまうことである、と判断した。アレンメント前の勾留にたいして制限を付することにより、最高裁判所は、法の適正な手続を侵害するという形をとつてしましば証拠を引きだすにいたるこの遅滞にたいして機先を制せんと努めたのであった。

マクナブールは短命であったが、その間にあって当該ルールは、なんの批判にもさらされることなく貫徹していたのではなかつた。最高裁判所が当該ルールを発展させたその背後には、躊躇と不明確性が存在し、ましてや、下級裁判所における発展は、困惑と貫通性の欠如の過程を示していた。マクナブ判決それ自体は、自己に不利益な供述は、それが不法な遅滞の結果えられたという理由の場合にのみ証拠として不許容であり、勾留中における供述強制行為の存在の可能性は、証拠排除の前提条件となる、という二点を指摘しているのである。その後につづく連邦最高裁判所の判決は、不法な遅滞は、証拠排除を必然的に結果するあきらかな証明となるにちがいないと見解をとっている。たとえば、フランクファーテー裁判官の意見の中に引用されているアプショウ対合衆国事件は、ブラック裁判官の多数意見において、「自白が肉体的・心理的拷問の結果であろうとなかろうと、引致の遅滞じたいで（証拠として）許容されないことになると明言したのである（田宮裕・英米判例百選・リスト七九頁）。

その後においてこのマクナブールを適用したものが、こ

「マロリー対合衆国」事件

のマロリー対合衆国事件である。本件において連邦最高裁判所が、不法な遅滞は、それだけで証拠排除の理由となる、としていること、従来の裁判所の見解と変るところはない。しかしながら、なにが不必要な遅滞となるか、という問題は、解決されていなままであり、下級裁判所の間でのマクナブールにたいする不賛成の表明は、ますます増加していく状態であった。

マクナブールのこの混乱した発展状況は、ついに裁判所のみならず議会の関与するところとなつた。立法的立場からの関心は、連邦裁判所における貫通性を欠く裁判の惹起という問題には向けられず、多分に、制限された警察段階での取調べは、犯罪捜査を阻害するものであるという危惧に向けられた。というのは、法執行官憲は、被逮捕者の取調べを制限するマクナブルールの適用は、その結果として、解決不可能な重大犯罪を生みだし、結局は、公共の安寧を脅威にさらすことになるものである、と主張したのである。議会は、最初、マクナブールを覆すことを意図していた法案——ホップス案——をとり上げ、当法案は、三回下院を通過したが、上院委員会においてくりかえし拒否された。

ついで、ここでとり上げたマロリー事件が登場していく。マロリー事件が、マクナブールについて議会を再び動かすこととなつたのである。しかし、マロリー・ケースに反対するいくつかの法案が提出され、そのうちの一つが下院を通過した。この法案は修正され、上院においても通過したが、なおふたた

び両院の意見の一致をみることができぬ変更が加えられ、動議により廃案となつた。

マクナブ＝ルールの今日の姿は、不明確なものである、といわれている。さらに、このルールの不明確さ、曖昧さは、知らず知らずの侵害を惹起せしめ、一様ならざる適用を結果していりし、さらに、被告人の権利と法執行の実効性とのあいだに保たれるべき協衡は、アンバランスになるようにおもわれる、と

に許容する最大限度という諸点に関心を払つた。その後の事件においては、これら諸要因の重疊が存在し、いずれに重きを置くかを決定する」とは困難であると考えられてゐる。

ワトソン対合衆国事件 Watson v. United States, 249 F. 2d 106 (D. C. Cir. 1957) によれば、ロサンゼルス地区巡回裁判所は、十八時間の遅滞を、尋問による自由強制を意図したものであり不法なものと判断した。

も考へられた。この間の事情は、下級審の判例に示されている。「マクナブ・ルール——自白法則の発展——」(田宮裕・英米判例百八頁)の適切な要約によれば、「マクナブ・ルールを解するに四つ以下」の態度があつた。第一は、任意性の有無だけが基準だが、引致の遲滞もその一事情になるとする。第二は、拘禁の不法部分にとられた自白を排除する。第三は、拘禁が不法になれば、拘禁中の自白はいつのものでも排除する。第四は、「ミッショナー引致前の自白は一切排除する」というものであつた。

さて、すでにみたように、マロリー判決は、マクナブ・ルールを確認したものであり、今日では、マクナブ・マロリー・ルールと呼ばれているほど有名な連邦証拠法則となっているが、その後の適用において議論の予地がなくなったわけではない。マロリー判決以後、連邦刑事控訴事件を多数取り扱っているコロンビア地区連邦控訴裁判所は、連邦刑事訴訟規則第五条（a）のもとで遅滞の適法性、違法性を決定するにあたり、警察目的、正当化の状況、受任官への引致可能性、遅滞を客観的

外におこなわれたものであり、自白は、早朝えられたものであつた。たしかに、マロリー判決は、「必要な遅滞」のありうることを暗に示している。たとえば、判決本文中、「(遅滞なく引致すべしという)逮捕官憲に課せられた義務は、その命令が、機械的な、あるいは、自動的な服従を要求しているものではない」という個所は、右の点を考えさせる。マジストレイトの職務時間外といふ判断が、主観的なものではなく、客観的なものであるかぎり、「必要な遅滞」ということになろう。しかしこの必要な遅滞が、不任意な供述、自白をえるために利用され

ルーリーを禁ずるのもまだマロリー＝ルールであるまい。ねばならない。

ヨーテー対合衆国事件 (258 F. 2d. 685, 692 (D. C. Cir. 1958))においては、午後10時30分に逮捕された被告人が、四五分後に自白した事実について、受任官の通常の職務時間内においてのみ「不必要的遅滞」みなみ裁判示してある。

メトイヤー対合衆国事件 Metoyer v. United States, 250 F. 2d 30 (D. C. Cir. 1957)においては、被疑者の口頭による印印を筆写するためになされた三時間半の勾留が適法とされた。被疑者の自白は任意になされたものであり、マロリー＝ルールは、自白調書に署名をする時間を許容してあるという理由

によどやか、口頭ならびに書面による自白双方を許容する裁判示した。主席判事エドガーレンは、反対意見をのべ、口頭による自白は許容されるが、書面による自白は、自白調書を得ようとする警察官の恣意にもどかしく遅滞であるから不許容であるとした。

これに反して、マッロン判事は、反対意見をのべ、被害事実の確証は夜間に完了していた事実、逮捕から翌朝までの期間は、尋問を可能にするべく意図されたものであるという事実にもとづいて、その間を不必要的遅滞と考え、違法なものと判断した。さらに加えてマッロン判事は、逮捕後の時間については、受任官への引致の可能性のあつたことを検察側が認めているのであるから、その間の遅滞は違法なものであるといふ。そして、被告人が酩酊していたという事実が引致を遅滞させたものであるとするならば、被告人がマジストレイトのもとえ引致されるに充分なまで酩酊を回復するまで、尋問は行われるべきではなかつたのではないか、という趣旨の意見をつけくわえた。

容疑者マルーン・マロリーは、夕刻八時頃、酩酊中に逮捕せら

「マロリー対合衆国」事件

の概観からも明らかなる」とく、明快なものではない。それゆゑにろか、反対意見と対比してみると被告人の諸権利にたいする警察目的の優先が暗にうかがえるかのことである。

ところで、マロリー＝ルールの最初の試練ともいふべきトリリング対合衆国事件 Trilling v. United States, Nos. 13069, 13165, and 13212, D. C. Cir., April 17, 1958. を検討してみなければならぬ。

トリンギングは、倉庫に夜盗を働いたなどにより午前五時三〇分に逮捕された。逮捕時においては、警察官は、「合理的な疑いをこえた」(beyond the reasonable doubt) ものではなかつたが、「正当な理由」(probable cause) を示すに充分な証拠をもつていた。およそ四五分にわたり、彼の家族一同の友達である警部と話しをした後、トリンギングは、前記犯行を認めた。彼は、ついで、ひきつづき勾留され、警察が未だ解決にいたつていない他の犯罪について尋問をうけ、その日、一日中、彼は、多くの犯罪事実について自白をした。午後四時までかかるて、自由の一つが調書になり、署名された。トリンギングは、この自由にもとづき引致され、アレンメントの後においてさえも、夜一〇時三〇分まで尋問が続けられ、前記自白に加えてさらに不利益な供述がとられた。

以上、要約的に紹介した本事件の事実にたいする裁判所の見解は、三つに岐れた。

まず、ダナハー判事は、強盗の事実に関する自白は許容され

るが、その他の自白はすべて排除される、と判示した。  
ベッロン、エドガートン、ファーハイ、そして、ワシントン各判事は、被告人からえた供述はすべて不許容であるとの意見を述べた。

バステイアン、ミラー、ブレティマン各判事は、全証拠の許容性を認めた。

ダナハー判事の意見は、さきにあげたワトソン判決の理論——遅滞の目的が、逮捕を正当化し、有罪判決を理由あらしめる自白をえることにある場合には、違法である——を妙に曲解し、自らの理論的根拠としている。すなわち、自白が、逮捕の正当化、有罪立証に必要でない場合には、遅滞は、違法に行われたことにはならないし、その結果、規則第五条(a)を侵害することにもならないであろう、という消極的結論にもとづいている。トリンギングは、ダナハーが証拠として許容しうる旨のべた最初の自白の時点においては、彼は、自由をとるために勾留されではおらず、尋問にもさらされていなかつたこと、本事件の前記紹介においてもあきらかであるがゆえに、当該自白は許容されたのである。しかし、その後になされた他の犯罪容疑にかかる尋問は、あきらかにワトソン判決の理論が妥当する場面であり、違法とされ、それにもとづく自白は不許容とされた。

しかし、このダナハー論理をマロリー事件にうつしかえて適用してみるとならば、まったく異った結果が生ずる。というのは、マロリー＝ルールは、「不法な遅滞はそれだけで証拠排除の理

由となる」、として、「不法な遅滞」によって惹き起される刑事司法における害悪を阻止せんとしているとともに、その不法性を時間的なものに還元して考えている。遅滞が逮捕を正当化し、有罪を理由あらしめる目的でなされようと否とにかかわらず、また、自白がそれらにとつて必要があるか否かにかかわらず、不法な遅滞のあいだにえられた自白は、そのことだけで不許容なものとなるのである。それゆえ、ダナハーザ論理をつらぬくとするならば、たとえ、遅滞が存在したとしても、その間にえられた自白が、逮捕の正当化、有罪の立証に不必要的ものであるならば、遅滞は、適法と考えられることになり、マロリー・ルールは完全に無能化してしまうことになる。

つぎに、第二の意見におけるベッロン判事の見解を検討してみよう。

ベッロン判事は、マロリー・ルールを解して、アレンメント前に被逮捕者になされた尋問の結果ひきだされたすべての自白は、証拠排除されなければならないとする原則だ、と考えている。それゆえ、本件におけるトリリングのなしたすべての自白は、不許容とされる。さらに、ベッロン判事は、たとえ遅滞が余儀ないのであるとしても、その期間を、尋問によつて有罪証拠をひきだすために用いてはならない、とのべ、さらに、被告人の諸権利について尋問前告知がなされていたとしても、それは、被告人の供述を証拠として許容することにはならない、としている。法がこの職分を果すべく予定しているものは、マ

ジストレイトであつて、決して警察官ではない、というのが司法の論点であり、この点で、マクナブ・ルールと相通ずるものもつっている。

最後の意見については、プレティマン判事がのべている。彼は、マロリー・ルールを解して、迅速なアレンメントの要請のルールとしてよりも、強制尋問の禁止のルールとして考へてゐる。まず、彼は、トリリングの最初の自白をひきだすにいたつた尋問は、マロリー・ルールが拒否していると考えられる強制の要素を含んでいなかつたとのべている。さらに、警察官は、通常の職務時間よりまえに引致することを要求されはしないがゆえに、最初の自白がえられたときの遅滞は、相当なものであり、規則第五条（a）に違反するものではない、と結論している。つぎに、プレティマン判事は、他の犯罪事實にかかる自白および承認についても、それらを証拠として許容した。その理論的根拠は、これら犯罪事實につき、ひきつづき尋問された時点にあつては、トリリングは、これらの犯罪にもとづいて逮捕されていたわけではなく、たんなる容疑者にすぎない。規則第五条（a）は、被逮捕者にのみ適用されるものであり、本件におけるような逮捕されていない容疑者には適用されえないものである、という点にある。

以上概観した三つの見解は、連邦証拠法則における、ひいては、連邦刑事訴訟におけるマロリー・ルールの直面する諸問題をある程度浮き彫りにしているといつてよい。直截であるかに

「マロリー対合衆国」事件

一一八 (七〇〇)

見えるマロリー＝ルールも、ここに示されたように、その解釈は多義にわたり、しかも、その多義性の背後には、警察目的、

被告人の利益等にたいする重点のおきかたの相異が潜んでいて、明らかに示されているのである。